

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 規程第31号

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(16 経教規程第40号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のとおり改める。

( 役員の在職期間を有する職員の退職手当の額の特例 )

第12条 引き続いた役員の期間を有する職員の退職手当の額は、第3条から第5条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。

- 一 前条第3項の規定する在職期間に応じた支給率
- 二 役員としての在職期間1月につき、100分の12.5の割合を乗じて得た支給率に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た支給率

附 則(17 経教 規程第31号)

この規程は、平成17年6月21日から施行する。